

堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「援助金（）」の次に「堺市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の給食費及び」を加える。

第7条第2項から第4項までを次のように改める。

2 援助金は、次の各号に掲げる期日までに支給するものとする。ただし、特別の事情により、期日までに支給することができないときは、援助金の全部又は一部をその日以後に速やかに支給するものとする。

(1) 1期分（4月分から7月分までをいう。以下この項において同じ。） 9月末日まで

(2) 2期分（8月分から12月分までをいう。以下この項において同じ。） 12月末日まで

(3) 3期分（1月分から3月分までをいう。以下この項において同じ。） 3月末日まで

(4) 別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が6月及び7月のものに係る1期分 2期分と併せて12月末日まで

(5) 別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が11月及び12月のものに係る2期分 3期分と併せて3月末日まで

(6) 入学準備金に係る援助金 入学する予定の年度の前年度の末日まで

3 第1項本文の規定にかかわらず、被援助者が監護する児童又は生徒が堺市立の小学校又は中学校に在籍する場合は、同項第1号に係る援助金については、被援助者が監護する児童又は生徒に係る学校給食費に充当するものとする。この場合において、当該充当をもって被援助者に対する支給とみなす。

4 被援助者が学校納付金等を納付していないときは、校長を経由して被援助者に援助金（堺市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の給食費を除く。）を支給するものとする。

第7条第5項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。